

(趣旨)

第1条 この規程は、東洋大学（以下「本学」という。）の研究成果又は人的資源等を活用して設立された企業について、東洋大学発ベンチャーとして認定するため、その管理及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において用いられる用語の定義は、学校法人東洋大学発明等の取扱いに関する規程（平成18年規程第27号）に定めるもののほか、次の各項の定めるところによる。

2 東洋大学発ベンチャーとは、本学の教育研究に基づく技術又はビジネス手法をもとにして設立した企業であり、次の各号のいずれかに該当する企業であつて、次条の手續に基づき認定を受けたものをいう。

- (1) 本学の教職員等又は学生による発明等をもとに起業したもの
- (2) 本学で創出された研究成果又は習得した技術に基づいて起業したもの
- (3) 本学の教職員等又は学生が、発起人又は設立時取締役となる等その設立に深く関与したもの（退職、卒業等から起業までの期間が原則として1年以内の場合を含む。）
- (4) その他本学が組織的に関係しているもの

3 企業とは、国内に設立された株式会社等の法人をいう。

4 称号は、「東洋大学発ベンチャー」とする。

(申請)

第3条 東洋大学発ベンチャーの認定を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、申請者を代表する者が所定の申請書に、必要書類を添えて産官学連携推進センター長（以下「センター長」という。）に提出する。

2 センター長は、前項に規定する申請があつたときは、産官学連携推進センター推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）の議を経て、認定の是非を決定する。

3 センター長は、前項の結果、東洋大学発ベンチャーとして認定する場合は、学長及び理事長の承認を得なければならない。

4 センター長は、認定の是非を決定したときは、申請者に対して速やかに通知する。

(認定の要件)

第4条 東洋大学発ベンチャーの認定を受ける企業は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 第2条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当すること。
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- (3) 本学に対する名誉毀損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- (4) 教職員等が申請者の役員に就任する場合又は就業する場合は、本学の規程、ポリシー等に反することがないこと。

(認定)

第5条 センター長は、第3条の規定により認定した企業（以下「認定ベンチャー」という。）に対して、東洋大学発ベンチャーの称号を授与する。

2 本学は、認定ベンチャーについて本学の広報紙、ホームページ等により広報することができる。

3 認定ベンチャーは、センター長が認める範囲において、東洋大学発ベンチャーの称号を使用することができる。

4 認定ベンチャーは、自社の製品、サービス等の内容及び品質を保証するために、東洋大学発ベンチャーの称号を使用してはならない。

5 認定ベンチャーは、会計年度ごとに自社で定めた決算日から6か月以内に、所定の事業報告書をセンター長に提出しなければならない。

6 認定ベンチャーは、次の各号のいずれかに該当した場合には、直ちにその旨をセンター長に報告しなければならない。

(1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特定調停手続、特別清算手続を申立てし、又は申立てを受けたとき。

(2) 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥ったとき。

(3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(4) 解散の決議をしたとき。

(認定の取消し)

第6条 センター長は、認定ベンチャーが、次の各号のいずれかに該当する場合は、推進本部会議の議を経て、認定を取り消すことができる。

(1) 事業活動が第2条第2項に掲げる東洋大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合

(2) 社会的信用を失墜する行為を行った場合

(3) 企業としての活動の実態がなくなった場合

(4) 前条第3項から第6項の各規定に反する行為を行った場合

(5) 認定ベンチャーが、東洋大学発ベンチャーの称号を使用しないと判断した場合

(6) その他称号を保持させることが適当でないと認める場合

2 認定ベンチャーは、前項により認定が取り消された場合、取り消された日以降、東洋大学発ベンチャーの称号を使用してはならない。

(認定ベンチャーへの支援)

第7条 本学は、申請者又は認定ベンチャーに対し、本学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲で、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

(1) 起業や起業後の経営等に関する相談に対応すること。

(2) 本学主催のイベント、本学の広報紙、ホームページ等により広報を行うこと。

(3) 本学のブランドマークの使用許可を与えること。

(4) その他センター長が必要と認めること。

(免責)

第8条 本学は、東洋大学発ベンチャーの認定により、認定ベンチャーの製品、サービス等の内容及び品質並びに認定企業の経営状態を保証するものではなく、認定ベンチャーが負う法的責任について何ら責任を負うものではない。

2 認定又は認定の取消しにより、認定ベンチャー又は第三者に損害が生じた場合であっても、本学は当該損害を賠償する義務を負うものではない。

(損害賠償)

第9条 認定ベンチャーは、東洋大学発ベンチャーの称号の使用により本学に損害を与えた場合は、当該損害を賠償する責任を負う。

(事務の所管)

第10条 東洋大学発ベンチャーの認定に関する事務の所管は、研究推進部産官学連携推進課とする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、センター長が推進本部会議の議を経て、学長の意見を聴いて常務理事会に提案し、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則 (令和6年4月1日規程第91号)

この規程は、2024年4月1日から施行する。